

令和4年度 山倉小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

(1) 基本理念

いじめの防止等の対策は、まず、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、日頃から、「いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでも誰でも相談できる体制の整備など、学校の内外を問わず、いじめを未然に防止することを旨として実施する。

さらに、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、町、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらはやし立てたり面白がったりする児童や、周辺で傍観している児童に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、「いじめ類似行為」（後述）に関しても「いじめ」と同様に扱うものとする。

(2) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法 第2条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

(3) いじめ類似行為の定義

いじめ類似行為とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

※具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

(4) いじめ未然防止等のための基本姿勢

いじめ未然防止等のための基本姿勢は、以下の5つである。

- ①いじめを見逃さない、許さない雰囲気づくりに努める。
- ②児童の「居場所づくり」を進め、児童同士の「絆づくり」を通して自己有用感や充実感を高める教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの解決のために、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校、保護者、地域、関連機関とで協力して、いじめ防止及び事後指導にあたる。

2 いじめの防止等のための基本的な取組

(1) いじめの未然防止

- ①「絆タイム」(縦割り班活動・SST・学級集団遊び)の活動の充実や「かかわり合う授業づくり」に努め、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ②教師、児童間の信頼関係の醸成と児童理解に努める。そのため教育相談を重視し、安心して毎日の生活が送れるように、支援、指導に努める。
- ③人権教育、同和教育を通して、いじめの定義やいじめを受けた児童への影響を伝え、いじめを「許さない」「見逃さない」「見過ごさない」という基本的な意識を育成する。
- ④「深めよう絆県民運動」「いじめ見逃しゼロスクール運動」に積極的に取り組み、子ども同士、地域住民等との絆づくりや連携しいじめ防止活動を実施する。
- ⑤SNSを通じて行われるいじめの防止策として、保護者と約束をして SNS を取り扱うよう指導したり取組状況を把握したりし、家庭への啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- ①日頃から児童の見守りや観察、信頼関係等の構築に努め、ささいな兆候であってもいじめではないかと危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。
- ②「にこにこ生活アンケート」「アセス」の実施とその結果に基づいた担任と児童の個別面談を実施する。
- ③保護者が、その保護する児童の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。
- ④児童が自ら SOS を発信した場合、児童にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめへの対処

- ①いじめを発見し、又は通報を受けた場合には、速やかにいじめ不登校対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を徹底して守り通すとともに、いじめたとされる児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ②個々の児童への対応については、該当児童の性格や家庭環境、生育歴等を考慮し、学校内だけではなく聖籠町指導主事や子どもソーシャルワーカー(以下 CSW)、専門機関等とも協力して的確な対応を行う。
- ③いじめ問題を発見したときは、学級担任等特定の職員だけで抱え込むことなく、学校長以下のすべての教員で役割分担をして問題の解決にあたる。
- ④いじめたとされる児童だけではなく、傍観している児童にもいじめに間接的に加担する行為であることを指導する。
- ⑤いじめを受けた児童の心の傷を癒すために、聖籠町指導主事や CSW、保健福祉課、県派遣スクールカウンセラー(以下 SC)、保護者と連携を取りながら指導を行う。
- ⑥インターネット上の悪口など、本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても指導する。
- ⑦好意で行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応をする。
- ⑧いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があることを念頭に入れておく。
 - ・いじめに係る行為が止んでいること
 - いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安とする)継続していること。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。
 - ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

⑨いじめ問題に関する資料を5年間保存し、進級時などでの引き継ぎを徹底する。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をさらに密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も勧める。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織・・・校長は組織の取組を定期的に点検する。

①「子どもを語る会」

年3回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及びその児童への対応等を話し合う。

②「生活指導部会」

随時必要に応じて開き、主に、いじめへの未然防止、早期発見に係る方策について協議する。

③「いじめ不登校対策委員会」

主にいじめへの対処のため、内部の複数の教職員に加え、必要に応じて外部の心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者により構成し、必要に応じて開催する。

・内部の教職員→管理職、教務主任、いじめ対策推進教員、生活指導主任、当該学級担任、学年主任

・外部の関係者→SC、CSW、学校運営協議会委員、スクールロイヤー（県派遣）

ただし、外部の関係者の招集は、対応する事案の内容に応ずる。

④家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ発生の背景に応じて、地区民生児童委員、町保健福祉課、SC、CSW、相談員とも連携し、家庭と協力しながら児童の安全確保、再発防止に取り組む。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

①重大事態の意味

ア いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合

- ・児童が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合（「相当の期間」：30日を目安）

②重大事態の報告

重大事態発生 学校 → 聖籠町教育委員会 → 聖籠町長

③調査の主体について

ア 学校が主体となっていく場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）

イ 町教育委員会が主体となっていく場合

※学校主体の調査では重大事態への対処及び事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、及び学校の教育活動に支障をきたす場合

④調査を行う組織

- ・重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、町教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しないも者（第三者）の参加を図る。